

## 座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議幹事会 議事録

### 1 日時

平成29年11月17日（金）14：35～15：05

### 2 場所

官邸3階南会議室

### 3 出席者

西村内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、開出内閣官房内閣審議官、小野田内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、山下警察庁生活安全局長、樹下警察庁刑事局長、渡辺総務省総合通信基盤局長、名執法務省人権擁護局長、常盤文部科学省生涯学習政策局長、高橋文部科学省初等中等教育局長、定塚厚生労働省社会・援護局長、寺澤経済産業省商務情報政策局長

### 4 議事内容

（西村内閣官房副長官御指示）

- ・先般、座間市で発生した死体遺棄事件を踏まえ、先週10日（金）に関係閣僚会議が開催され、菅内閣官房長官から、徹底した捜査による全容解明と関係省庁による情報の共有、自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策の強化、ネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実の3点が指示された。
- ・この指示を受け、再発防止策の検討を具体的に進めるため、本日、幹事会を開催した。本日は、各構成員から、現状の取組の課題に加え、今後の方策の検討状況について報告していただく。
- ・今回、検討しなければならない主要な論点の1点目は加害者側への対策、すなわち、SNSにおける自殺に関する書き込みのうち、自殺を勧誘・誘引するような不適切な書き込みについては、適時適切に削除したり制限したりすることができないかという点である。
- ・また、主要な論点の2点目は被害者側への対策、すなわち、SNSにおける自殺に関する書き込みであっても、自殺願望の投稿のように、若者がSOSを発している場合においては、こうした若者が適切な相談相手にアクセスできるよう促すとともに、充実した相談対応が受けられるような体制を整備することができないかという点である。
- ・以上の2点を柱として念頭に置きながら、各構成員にあっては、これまでの取組で不足している部分について検証・点検して穴を埋めていただくとともに、各省庁がバラバラに取り組むのではなく、しっかりと連携・協力する必要があること

を意識して、積極的に議論されたい。

- ・その上で、12月中旬には、政府としての対策を取りまとめるという方針の下、取りまとめを待つことなく実施可能である施策については、各省庁において速やかに実行するべく、検討を加速されたい。

(各構成員からの発言)

○樹下警察庁刑事局長

- ・事件の概要等について説明させていただきます。現在、警察では、犯行の動機・背景等を含め、その全容解明に向けて鋭意捜査を推進しており、事件概要については、配布資料のとおりです。
- ・現在捜査中であり、確定的なことは申し上げられませんが、被疑者は、ツイッター上で複数のアカウントを使用しており、その一つで「首吊りの知識を広めたい」、「本当につらい方の力になりたい」などと自殺を手助けする旨を投稿していました。また、人生に悲観的な内容の投稿を探し出し、「自殺を手伝う」、「一緒に死にましょう」などと返信したりすることにより被害者らと接触したものとみられます。
- ・さらに、被疑者の返信・投稿に反応してきた被害者らに対し、ツイッターのダイレクト・メッセージ機能を利用するなどして、他の誰にも見られることなくメッセージのやり取りを行い、言葉巧みに自宅へ誘い込んで凶行に及んでいたものとみられます。
- ・被害者の方全員が本当に自殺願望を有していたかは現在捜査中ですが、一部の方は、「死にたい」などの投稿をするなどしていました。悩みを抱え、ネットに助けを求めた被害者らの心の叫びに付け込んでいたと思われる。
- ・捜査は長期化することが予想されますが、警察としては、引き続き、被疑者のSNSの利用状況等について詳細に捜査を行い、それぞれの被害者が被害に遭った経緯を徹底解明し、新たな事項が判明すれば、必要に応じ、関係省庁と情報共有を図ってまいります。
- ・また、この件に限らず、SNSを利用した凶悪事件等を検挙した際には、関係省庁の政策立案に資するものがあれば、適宜、情報の共有を図り、政府としての再発防止策の検討に協力してまいります。

○山下警察庁生活安全局長

- ・管内閣官房長官の御指示を受けた新たな再発防止策につきましては、SNSを含むインターネット上の自殺に関する書き込みの削除が十分ではないという実態を踏まえ、警察としても削除依頼に取り組んでいくほか、警察庁として新たに民間団体への委託によりサイト管理者等への削除依頼の取組の強化を行います。さら

に、その実効性を高めるため、関係省庁と協力して、SNS事業者との協議の場を設けるとともに、サイバー防犯ボランティアを活用する施策を展開すべく早急に準備を進めてまいります。

- ・また、警察では、現在、緊急に対処を要するインターネット上の自殺予告事案に関し、人命救助等の措置を講じており、昨年中は48名の命を救っており、引き続きしっかりと対処してまいります。

#### ○定塚厚生労働省社会・援護局長

- ・若者の自殺の状況は非常に深刻であります。厚生労働省では、昨年度から自殺対策の取りまとめを担っておりますが、各府省に協力いただき本年7月に閣議決定した新たな「自殺総合対策大綱」では、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進」や「ICTを活用した自殺対策の強化」などを重点施策に盛り込んでいます。大綱のポイントとして、若者へのインターネットあるいはICTを活用したアウトリーチ策の強化、居場所づくりなどが方向性として示されております。
- ・今後の取組についてですが、自殺リスクを抱えた若者への相談支援として、自殺のサインを発している若者に寄り添い、相談窓口の情報を提供して支援につなぐための取組を強化し、また、特にSNSを活用してまいります。具体的には、PCやスマートフォンで自殺に関する用語を検索したユーザーを対象に、バナー広告で相談窓口へ誘導するということを自殺予防週間や月間に行っております。今後、SNSへの書き込みも含め、より効果的な対応ができないか検討します。
- ・相談窓口につないだ若者に対して、しっかりとした相談支援の機会を確保することが重要であります。特にSNSによる相談を提供していくことが必要ですが、このためのノウハウや担い手が不足しておりますので、これらについて検討が必要であります。
- ・事前予防策も重要であることから、自殺リスクを抱える前から、居場所の確保を図る必要があります。また、自分が危機に陥ったときや、知人が危機に陥ったときの適切な対処方法を習得できる機会を確保することも重要です。このために若者の居場所づくりへの支援の取組を進めてまいります。
- ・学校でのSOSの出し方に関する教育等の推進にあわせ、今後、学校とつながりのない若者についても、SOSの出し方に関する教育のノウハウを活用し、支援していくことを検討します。また、ゲートキーパー養成研修についても進めてまいります。
- ・以上の施策について、関係省庁と連携しつつ、民間団体等からも広く御意見を伺いながら、必要な対策について更に検討してまいります。また、地方公共団体との連携を強化しながら、取組を進めてまいります。

#### ○渡辺総務省総合通信基盤局長

- ・総務省では、これまで、事業者による適切な対応を促すための取組を行っております。具体的には、警察の求めに応じて発信者情報を迅速に開示できるよう、自殺予告への対応に関する民間ガイドラインの策定支援を行っているところであり、また、自殺に誘引する情報等を事業者が削除できるよう、民間による契約約款のモデル条項の策定支援も行っております。
- ・「違法・有害情報相談センター」を設置し、事業者からの相談に対してガイドライン等に基づく助言を行っております。そのほか、利用者の情報リテラシー・情報モラルの向上の観点から、セミナーを開催するなどし、啓発活動を行っております。
- ・関係閣僚会議の後、同日中に、電気通信関連事業者に対する要請を行いました。具体的には、自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの関係事業者による対応状況の実態を把握すること、表現の自由等にも配慮しつつ関係事業者において契約約款等に基づく適切な対応を徹底すること、「違法・有害情報相談センター」でも対応に関する相談を受け付けていることを改めて関係事業者に周知することを要請したところです。
- ・今後、さらに、本事案を「e-ネットキャラバン」の講座に盛り込むことなどにより教育啓発活動の強化を行っていくとともに、関係事業者における実態調査の結果も踏まえつつ、関係省庁と連携し、再発防止に向けた効果的な取組を速やかに検討し、実施してまいります。

#### ○小野田内閣府政策統括官

- ・自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策の強化についてですが、青少年を取り巻くインターネット環境の変化、コミュニティサイトに起因する犯罪被害の増加などの状況に対応し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに向けて、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2月～5月)の12月からの前倒し実施、改正青少年インターネット環境整備法の早期施行の検討・調整、現在検討中の「青少年インターネット環境整備基本計画」(第4次)への反映といった施策を推進してまいります。
- ・次に、ネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実についてです。子ども・若者が抱える悩み等の相談については、教育、福祉などの様々な分野で行政機関、NPOなどが相談機関を設置しております。こうした各種相談機関が、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」と、関係機関・団体が有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させることが必要であります。そのため、自ら相談に応じるとともに、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行うワンストップの相談窓口として地方自治体が設置する「子ども・若者総合相談センター」の拡充・質の向上、センター

等に関する情報の一元リスト化及び公開に努めてまいります。

- ・これらの施策推進に当たっては、いずれも関係各省庁の御協力が必要となりますので、何卒よろしくお願いいたします。

#### ○寺澤経済産業省商務情報政策局長

- ・Twitter社は11月3日付けで自殺誘引の投稿を禁止することを利用規約で明確化し、違反行為にはアカウントの削除等を実施するとしたところであります。その後、同社CEOが11月14日の訪日時に「ツイッターをより安全にし、改善する」と発言しており、経済産業省としては、総務省と連携しつつ、これらの取組の実効性を確保するため、引き続きTwitter社の自主的取組をフォローしていきます。
- ・また、被害者側の対策として、関係省庁と連携しながら、インターネットサービス事業者等に対して協力を要請していきます。
- ・現状、約45%である未成年者のフィルタリング利用率を上げていくため、改正青少年インターネット環境整備法について、関係省庁と連携して早期施行に向けて取り組んでいるところであります。
- ・フィルタリングのPR強化も行います。これまで、IPAを通じて全国で、年間約100回、約5,000人に実施している「インターネット安全教室」の仕組みを活用して、より多くの学生、保護者、教育関係者、また関係閣僚会議で議論のあったスクールカウンセラーに出席いただけるよう具体的な方策を検討していきます。

#### ○名執法務省人権擁護局長

- ・自殺願望を発信する若者の心のケア対策として、法務省の人権擁護機関では、全国の法務局等において、法務局職員と人権擁護委員があらゆる人権問題の相談を実施しています。
- ・特に、子どもに対する取組としては、通話料無料の専用電話「子どもの人権110番」を設置するとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全員に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、送られてきたミニレターには一通一通返事を書き、悩みを抱える子どもの早期発見と対応に取り組んでいるところです。
- ・一方、今回の事件を踏まえた課題としては、事件の被害者層である15歳から26歳の若者に対して、直接的に働きかける施策を充実させる必要があるという点が挙げられます。
- ・そこで、今後の施策の強化・拡充策としては、若年層に焦点化したメッセージとともに、相談窓口の周知を図るべく、インターネットの活用、若年層の集まる場所・機会における人権啓発活動や人権相談の周知を図り、人権相談を担当する者に対する対応方法、情報の周知等を徹底するなど、自殺願望を発信する若者の心のケア対策に努めてまいります。

○高橋文部科学省初等中等教育局長

- ・「24時間子供SOSダイヤル」を設置しており、昨年度から無料化したこともあり、年間約4万件の相談を受け付けています。
- ・一方、近年、若者の多くは電話よりもSNSをコミュニケーションの手段として多用しております。今年の9月に長野県でSNSによる相談事業を2週間試行したところ、電話による年間相談件数の2倍以上の相談を受けたと報告を受けており、SNSの活用が大きな課題になっております。
- ・そこで、SNSによる相談体制について研究しており、今年の夏に、SNSを相談に活用する場合の留意点を事業者にも参画いただいて取りまとめ、それを踏まえ、来年度概算要求において、全国10か所の自治体に対してモデル事業として委託するための経費を計上しているところであり、新しい相談体制についても整備していこうと考えております。
- ・また、スクールカウンセラー等については、1学校当たり週1回程度の配置状況であり、十分な対応に課題があると認識しております。今後、平成31年度までの全校配置を行うとともに、配置頻度の拡充を検討してまいります。加えて、スクールカウンセラーの研修には、経済産業省から講師を派遣してもらうなど、関係省庁との連携を深めてまいります。

○常盤文部科学省生涯学習政策局長

- ・子どもたちがネットを通じた犯罪に巻き込まれないように、学校教育等において情報モラル教育を更に充実していくことが重要と認識しております。
- ・喫緊の対応として、「春のあんしんネット一斉行動」を前倒しするなかで、教育委員会等に対して、学校や地域において子どもたちがSNS等を利用した事件に巻き込まれないように教育・啓発の実施を依頼します。
- ・また、今後、有識者等の意見を得ながら、本事件も踏まえた教師用指導手引書や児童生徒向け啓発資料の改訂に向けた検討を進めてまいります。

(意見交換)

西村内閣官房副長官：まず、各省庁で類似した取組を行っているところもあるので、連携して相乗効果が出るような形で行っていただきたい。

先ほど、電話よりもSNSの方が若者は利用しやすいという話があり、NPOで既にSNSによる相談を行っているところもあるので、SNSで如何にSOSのサインをくみ取るかということを考えていただきたい。

SNSにおける書き込みの削除については、表現の自由との兼ね合いにも留意した仕組みを考えていただきたい。また、これに関連して、自殺を誘引・勧誘するような書き込みをネット上でパトロールするという取組は、現在どのような団

体等で行われているのか。

定塚厚生労働省社会・援護局長：自殺対策支援団体等の民間の有志の方々がネットパトロールを行い、困っている方々のサインを見つけるという取組を行っている」と承知している。

山下警察庁生活安全局長：警察では違法情報の削除依頼は民間団体に委託しているが、自殺関連の情報は有害情報となるので、S I A（セーファーインターネット協会）が自主的取組として一部パトロールと削除依頼を行っているが、実態としては不十分となっている。

西村内閣官房副長官：その点についても、どのようなことができるのか検討していただきたい。

また、今年立ち上がった「青少年ネット利用環境整備協議会」ではどのような取組が行われているのか。

山下警察庁生活安全局長：SNS等が出会いの場となって、児童買春や児童ポルノ等の児童の性被害が発生していることから、警察も協力して、関係事業者において今年の7月に立ち上げたものである。自殺関連情報を対象とする協議会ではないが、このような場も活用して、議論していくということを現在検討しているところである。

西村内閣官房副長官：是非、関係省庁と連携して、今回のような被害が防げるよう働き掛けなどをしていただきたい。また、IHC（インターネット・ホットライン・センター）と違法・有害情報相談センターについても、連携強化をしていただきたい。

厚生労働省において、インターネット上にバナー広告を出しているとのことだが、より効果的に行っていただくとともに、全ての検索エンジンにおいて、相談ダイヤル等の表示が行われるようにすることについても検討いただきたい。

小学校・中学校についてはスクールカウンセラーの対象だが、それ以上の15歳から26歳くらいの若者への対応も検討する必要がある。高校において対応することも考えられるが、高校に通っていない方も含めてどのように対応していくかというのは難しい論点である。若者が集まる場で対応するのか、ネット上で対応するのか、色々なやり方はあると思うが、どのような取組が行われているのか。

名執法務省人権擁護局長：若年者が適切な相談相手にアクセスできるためには、インターネットの活用、窓口バナーへの誘導、その場合、若者に対して「相談してもよいのだ」というメッセージなどを発信しながら、若者がアクセスできるように誘導していくことが重要である。また、若年層がよく利用する店舗、各種機会等においても広報啓発を行っていく必要があると考えている。

西村内閣官房副長官：総務省で行っている「e-ネットキャラバン」という取組は、高校に対しても行っているのか。

渡辺総務省総合通信基盤局長：高校に対しても行っており、若干年齢層を下げて、

小学校低学年に対してもできないかということを検討している。

西村内閣官房副長官：このような取組についても、各省庁と連携して行っていただきたい。

渡辺総務省総合通信基盤局長：各年齢層に合わせて、被害の実態例も踏まえて行っているところ、教育的な効果も踏まえて、実施していきたい。

西村内閣官房副長官：フィルタリングについては、未成年の45%くらいしか適用されていないとのことだが、改正青少年インターネット環境整備法では、フィルタリングの適用は、事業者の努力義務となっているのか。

小野田内閣府政策統括官：御指摘のとおり。従来のはガラケーを念頭に携帯通信回線を押さえるフィルタリングだったが、無線LANやスマホの普及により対応できなくなり、フィルタリングアプリによる対応が必要となった。今般の改正は、このような事情を踏まえて新たな義務を事業者に課すものであり、関係省庁と連携してできるだけ早い施行をめざしたい。

寺澤経済産業省商務情報政策局：フィルタリングについては、青少年及び保護者が対応する必要があるところ、改正法が施行された後は、携帯電話販売店等において、しっかり青少年及び保護者に対して説明して、適用するかどうか青少年及び保護者が判断することとなっている。現在の45%が施行後、高くなるということは期待できるのではないかと考えている。ただし、100%にするということは困難なため、他の取組を合わせて行っていくことが必要ではあるが、一定の役割は果たすものであると認識している。

常盤文部科学省生涯学習政策局長：中学1年生全員に配布している文部科学省の資料では、保護者に対してフィルタリングを適用するようお願いしているところである。

西村内閣官房副長官：小・中学生の対策とそれより上の若者への対策では異なると思うので、上手く区別しながら、検討していただきたい。

以 上